

事務連絡
平成24年11月9日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

就労継続支援A型事業所の短時間利用者が一定割合以上である場合の
所定単位数の算定の取扱いについて

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの報酬改定が行われ、就労継続支援A型につきましては、本年10月のサービス提供分より、就労継続支援A型事業所の短時間利用者が一定割合以上である場合、所定単位数が減算されることとなったところです。

それに際して、事業所等から多数の照会がございましたので、事務連絡を发出することとなりました。

については、就労継続支援A型事業所の短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定にあたり、事業所の休業日の取扱いを、別紙のとおり取り扱うことといたしましたので、各自治体におかれましては、ご了知の上、管内市（区）町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願い申し上げます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課就労支援係
電話:03-5253-1111 (内線 3044)
FAX:03-3591-8914

- 就労継続支援A型事業所の短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定にあたっての事業所の休業日の取扱い

運営規程に定めた当該事業所の通常の営業日のうち、祝日等によって、休業日が1日以上ある場合、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が算定対象外の月をまたぐ場合と同様に、当該週を除いて算定しても差し支えない。

たとえば、通常の営業日が月曜日から金曜日である事業所であって、土日以外の休業日が週に1日以上ある場合、当該週を除いて算定することができる。

(参考)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年10月31日障発第1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第二の3の(4)

(一) (略)

(二) 短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)及び(4)の短時間利用者数が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数(雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者の合計数のことを言う。)」のうち「短時間利用者(週20時間未満の利用者のことを言う。)」の占める割合が、100分の50以上100分の80未満である場合又は100分の80以上である場合に減算を行うものとする。

イ アの割合は直近の過去3月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

(以下略)